

○守谷市環境基本条例

平成11年3月19日

条例第1号

目次

前文

第1章 総則（第1条～第9条）

第2章 環境の保全に関する施策等（第10条～第21条）

第3章 市，事業者，市民及び市民以外の者の協働（第22条～第28条）

第4章 地球環境の保全の推進（第29条）

附則

私たちが住む守谷市は，利根川，鬼怒川，小貝川の3つの河川をはじめとする豊かな自然環境からの恵みを受け，快適で便利な生活を目指したまちづくりにより発展してきました。

しかし，近年の飛躍的な経済発展，急激な都市化により，私たちの周りでも平地林，屋敷林及び斜面林並びに谷津などの身近な緑地や野生動植物の生息空間となる自然環境の減少，生活環境に影響を与える公害，廃棄物の処理等の問題，更にはダイオキシン，内分泌攪乱化学物質いわゆる環境ホルモン等の新たな問題が生じ，私たちを取り巻く環境に大きな影響を与えています。

また，地球環境に目を向けると，地球温暖化，オゾン層の破壊や地下資源の枯渇といった危機的状況が問題視されています。

このような地球環境破壊の脅威は，現代の私たちにだけでなく，子どもたちや孫たちといった次の世代に現れることが明らかであります。そこで，現代の私たちに問われているのは，次の世代への思いやりであり，良好な地球環境を守る責務と役割であります。

このような状況を踏まえ，私たちは，大量生産，大量消費，大量廃棄いわゆる使い捨てといった一方通行型の経済システムから，資源節約型で環境に与え

る影響が少ない循環型社会への転換を目指して、これまでのライフスタイル、行政・経済システムや事業活動などのあり方を見直し、良好な自然・住環境の保全、回復とともに新たな創造をしていく必要があります。

私たちは、守谷市に関係するすべての人たちと協力し、先人から受け継いだ清流と豊かな緑につつまれた自然環境並びに歴史と伝統を守っていく責務を果たすとともに、現在及び将来の市民だれもが生命、財産の安全と健康な心身を保持し、快適で文化的な生活を営む権利を享受できる環境に発展させ、次の世代に継承するため、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全、回復及び創出（以下「環境の保全」という。）について、基本となる理念を定め、市、事業者、市民及び市民以外の者の責務を明らかにし、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定め、更に、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保並びに福祉の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えらるる影響であつて、環境の保全上、支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において、「循環型社会」とは、自然の物質循環を損なうことなく継続的に発展する社会をいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全は、現在及び将来の世代の市民だれもが生命、財産の安全と健康な心身を保持し、快適で文化的な生活を営む権利を享受するとともに、人類の存続基盤である地球環境を良好な状態で将来の世代に継承することができるように適切に推進されなければならない。

2 環境の保全は、すべての者が公平な役割分担の下で、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない循環型社会が実現されるよう推進されなければならない。

3 環境の保全は、日常生活及び事業活動において、自主的かつ積極的に行われなければならない。

4 環境の保全は、人と自然が共生できるよう多様な自然環境が保全され、及び自然の物質循環を損なうことなく、地域の自然、文化、産業等との調和がとれた、潤いと安らぎのある快適な環境を形成していくよう推進されなければならない。

(協働の責務)

第4条 市、事業者、市民及び市民以外の者は、協働することによってそれぞれの責務を果たすとともに、環境の保全に寄与することに努めなければならない。

(市の責務)

第5条 市は、基本理念にのっとり、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、環境の保全に関する事業者、市民及び市民以外の者の意識の向上等を図るため、広く各層、各世代にわたる市民の理解を得られる方策の実施に努めるものとする。

3 市は、必要に応じ、国、県等に対し市の施策に関する協力を要請し、良好な環境の実現に努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動を行うときは、環境への負荷を低減するとともに、その事業活動に伴って生じる公害を防止するために必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、その事業活動に係る製品その他のものが使用され、又は廃棄さ

れることによる環境への負荷を低減するために必要な措置を講じなければならない。

- 3 事業者は、市の規制を遵守するとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第7条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全に関心を払うとともに、環境の保全に必要な知識を得ることに努め、環境の保全についての理解を深めることに配慮しなければならない。

- 2 市民は、良好な環境の実現に向け主体的に取り組み、自ら日常生活において生活行動が環境を損なうことのないよう、環境への負荷の低減に自ら努めなければならない。

- 3 市民は、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に積極的に参加、協力しなければならない。

(市民以外の者の責務)

第8条 旅行者及び市を訪れた者その他滞在者は、基本理念にのっとり、環境の保全に自ら努め、市が実施する環境の保全についての施策に協力するとともに、みだりに市内に廃棄物を投棄し、又は放置して、市の良好な環境を損なってはならない。

(国、県及び他の地方公共団体との協力)

第9条 市は、環境の保全に関する施策で広域的な取り組みが必要とされているものについては、国、県及び他の地方公共団体と協力して推進するものとする。

- 2 市は、常総地方広域市町村圏における環境の保全に関する相互理解と連携の強化に自ら努め、推進するものとする。

第2章 環境の保全に関する施策等

(環境優先の理念)

第10条 市は、すべての施策の策定及び実施に当たっては、環境優先の理念の下に、環境への負荷の低減その他の環境の保全に配慮するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

(環境基本計画の策定)

第11条 市長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、守谷市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全に関する長期的な目標、基本方針、総合的な施策の大綱及び環境配慮の指針

(2) その他環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため必要な事項

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、市民の参画により、意見を十分把握した上、守谷市環境審議会に意見を求めなければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、その主旨が事業者及び市民の理解と施策の推進への協力が得られるよう努めるものとする。

5 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(基本計画との整合)

第12条 市は、施策の策定及び実施に当たっては、環境基本計画との整合を図らなければならない。

(調査の実施)

第13条 市は、環境の状況を的確に把握するとともに、環境の保全に関する施策の適正な推進を図るため、環境に関する情報の収集及び調査に努めるものとする。

2 市は、事業者及び市民から申出があった場合、当該申出事項について調査し、公表するように努めるものとする。

(環境影響評価の推進)

第14条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事項について、環境の保全に適切な配慮がなされるよう、環境に及ぼす影響を事前に評価するために必要な措置を講ずるものとする。

(環境監査)

第15条 市、事業者及び市民は、自らの行為に係る環境への負荷の低減を図るために行う措置について、環境監査を行うよう努めるものとする。

2 市長は、特に必要があると認めるときは、事業者及び市民に対して環境監査の実施を促し、その結果について報告を求める等、適切な措置を講ずるものとする。

(規制及び誘導措置)

第16条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制及び誘導措置を講ずるように努めるものとする。

(財政上及び法制上の措置)

第17条 市は、環境の保全に関する施策を推進するために必要な財政上の措置及び法制上の措置を講ずるように努めるものとする。

(指導、助言、勧告等)

第18条 市は、環境の保全のために必要があるときは、事業者、市民及び市民以外の者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。

2 市は、前項の勧告を受けたものがその勧告に従わない場合において、必要があるときは、その勧告の内容を公表することができるものとする。

(公害の防止及び紛争の処理等)

第19条 市は、公害を防止するとともに、被害が発生したときは、原因を究明し、被害を最小限に食い止め、被害者の救済、紛争の早期解決のため、迅

速かつ適正な措置を講ずるものとする。

(施設の整備その他事業の推進)

第20条 市は、環境への負荷の低減に資する施設を整備し、及び事業の推進を図るため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

2 市は、多様な野生動植物の生息空間の減少を防ぐために、私権を妨げない範囲で平地林、屋敷林、斜面林更に谷津などの緑地の確保に努めるものとする。

3 市は、自然環境に配慮した良好な景観の形成及び歴史的文化的資源の保全を図られるよう、必要な措置を講ずるものとする。

4 市は、自然の物質循環を損なわない資源の有効利用を実現させるため、省エネルギー、ごみの減量・リサイクルや廃棄物処理の適正化などが推進されるよう必要な措置を講ずるように努めるものとする。

5 市は、率先して環境問題に取り組む姿勢を示すための手段として国際標準化機構等の認証取得に努めるものとする。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進)

第21条 市は、環境への負荷の低減を図るため、事業者及び市民とともに資源の循環的な利用、エネルギー等の有効利用及び廃棄物の減量が促進されるように努めるものとする。

2 市は、再資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用が促進されるように努めるものとする。

第3章 市、事業者、市民及び市民以外の者の協働

(市民意見の反映)

第22条 市は、環境の保全に関する施策を効果的に推進するため、環境の保全に対する申出など、市民等の意見を反映できるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(環境教育及び環境学習の推進)

第23条 市は、事業者及び市民が環境の保全についての理解を深め、環境の保全に関する活動を自ら行う意欲が増進されるよう、人材の育成その他の必要な措置を講ずるとともに、環境の保全に関する教育及び学習の推進に努めるものとする。

2 市は、環境教育の推進を図るため、児童、青少年の環境の保全に関する理解を深めることができる方策を講ずるように努めるものとする。

(民間団体等の自発的な活動の促進)

第24条 市は、環境の保全に関する活動を自発的に行う団体及び個人に対し、その自発的な活動が促進されるように、必要な支援を行うよう努めるものとする。

(情報の公開と提供)

第25条 市は、地域環境の現状に関する情報、市が策定した施策等、将来の環境の保全に寄与する情報については、守谷市情報公開条例（平成10年守谷町条例第4号）の定めるところにより公開を行うほか、個人及び法人の権利を損なわない限り積極的に提供するよう努めるものとする。

(施策の評価)

第26条 市は、環境の保全に関する施策を適正に実施するために、施策の進捗状況等を必要に応じ評価するものとする。

(報告書の作成等)

第27条 市長は、市民が環境の現状に対する理解及び認識を深め、環境の保全に関する市民の自主的かつ積極的な行動が促進されるよう、毎年、環境の状況及び環境の保全に関して講じた施策に関する報告書を作成し、これを公表するものとする。

(協力体制の整備)

第28条 市は、各種の施策について総合的に調整するとともに、環境の保全に関する施策を推進するため、必要な体制を整備するものとする。

- 2 市は、環境の保全を効果的に推進するため、事業者及び市民との緊密な協力体制を整備するものとする。
- 3 市は、他の地方公共団体との交流及び研究機関との連携に努め、将来の環境に支障をきたすと予想されるダイオキシン、内分泌攪乱化学物質いわゆる環境ホルモンなどの最新事例等について、常に必要な情報を集積し、その成果を普及させるための措置を講ずるものとする。
- 4 市は、先進都市、先進事業者に関する事例の調査、研究に努め、市の施策に反映できるような措置を講ずるものとする。

第4章 地球環境の保全の推進

(地球環境の保全に資する行動の促進)

第29条 市は、地球環境の保全について、国際的な認識や協力のもとに国際的機関、国、県及び他の地方公共団体及び民間団体等と連携し、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境の保全に資する施策を自ら積極的に率先し、推進するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。